

様式第 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

八千代町長 殿

住 所
氏名又は名称及び
代表者職氏名
連 絡 先

八千代町新規創業支援事業補助金事業経過報告書

年 月 日付けで交付の決定を受けた八千代町新規創業支援事業補助金について、下記のとおり補助事業が完了したので、八千代町新規創業支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により報告します。

記

事業完了年月日	年 月 日
交付決定金額	円
精 算 額	円
事業の内容 及び成果等	
添 付 書 類	☐補助対象経費支出表 ☐補助対象経費の支払を証明する書類（契約書、領収書等） ☐補助事業の成果等が分かるもの（写真等） ☐その他町長が必要と認める書類

補助対象経費支出表

（単位：円）

経費項目	補助対象経費 （税込）	積算内訳・説明
ア 創業に必要な官公庁への申請書類 作成等に係る経費		
イ 法人設立時の登記に要する費用		
ウ 事業所等新築工事費		
エ 事業所等の賃貸料		
オ 備品購入費		
カ マーケティング調査費		
キ 販売促進品等の作成に要する経費		
ク 広告宣伝費		
ケ その他創業に必要な経費として 町長が認めるもの		
合 計		

（注）

- 1 補助対象経費明細表の記載内容に準じて作成すること。
- 2 対象経費については、その根拠となる契約書、領収書等の写しを添付すること。
- 3 法人設立時の登記に要する費用については、印紙・登録免許税を除く。
- 4 事業所等新築工事費については、増改築及び改修含む。ただし、住居部分を除く。住居兼店舗・事務所については、店舗・事務所専用部分に係るものであって、間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区分されている場合に限る。
- 5 事業所等の賃貸料については、駐車場代含む。ただし、申請者本人が所有する場合及び居住部分に係る費用及び敷金、礼金、保証金、仲介手数料、保険料を除く。
- 6 広告宣伝費については、パンフレット等の印刷費、ダイレクトメール等の郵送料、展示会等の出展費用等。ただし、単なる切手の購入に係る費用を除く。
- 7 その他創業に必要な経費として町長が認めるものについては、創業に必要な経費として明確に区分できるもので、証拠書類によって発注、納品、支払等の金額、時期、内容等が確認できる経費に限る。